



# 平生町お知らせ版

令和8年（2026年）6月26日

## 目次

P1	献血（移動採血車）にご協力を	健康保険課 保健班
P2	帯状疱疹ワクチン定期接種について	
P3 - 5	町営住宅入居者を募集します	建設課 住宅建築班
P6	下水道台帳作成による測量業務を実施します	建設課 下水道班
P7	丸山海浜パークの砂浜整地を行います	産業課 商工観光班
	「夏の交通安全県民運動」が実施されます	総務課 地域安全班
P8	平生町の昔の写真を探しています	歴史民俗資料館
	ペットの飼い方について	環境政策室
P9	地球にやさしい電気自動車の購入を応援します ～令和8年度 電気自動車購入促進事業補助金のお知らせ～	

## 献血（移動採血車）にご協力を

健康保険課 保健班

移動採血車が次のとおり来町しますので、みなさんのご協力をお願いします。

### ◆日時および場所

月 日	時 間	場 所
7月9日（木）	午後2時～4時	平生町役場

※400mL 献血限定です。

※献血カードをお持ちの方はご持参ください。

※献血カードをお持ちでない方は「運転免許証」「マイナンバーカード」など本人が確認できる書類をご持参ください。

### ◆感染症予防のために

- 受付時に体温測定を実施しています。発熱が確認された場合は、献血をご遠慮いただいています。
- 会場に備えてある消毒液で手指消毒をお願いします。
- マスクの着用をお願いします。

### ◆問合せ先

町保健センター（TEL：56-7141）

回  
覧

## 带状疱疹ワクチン定期接種について

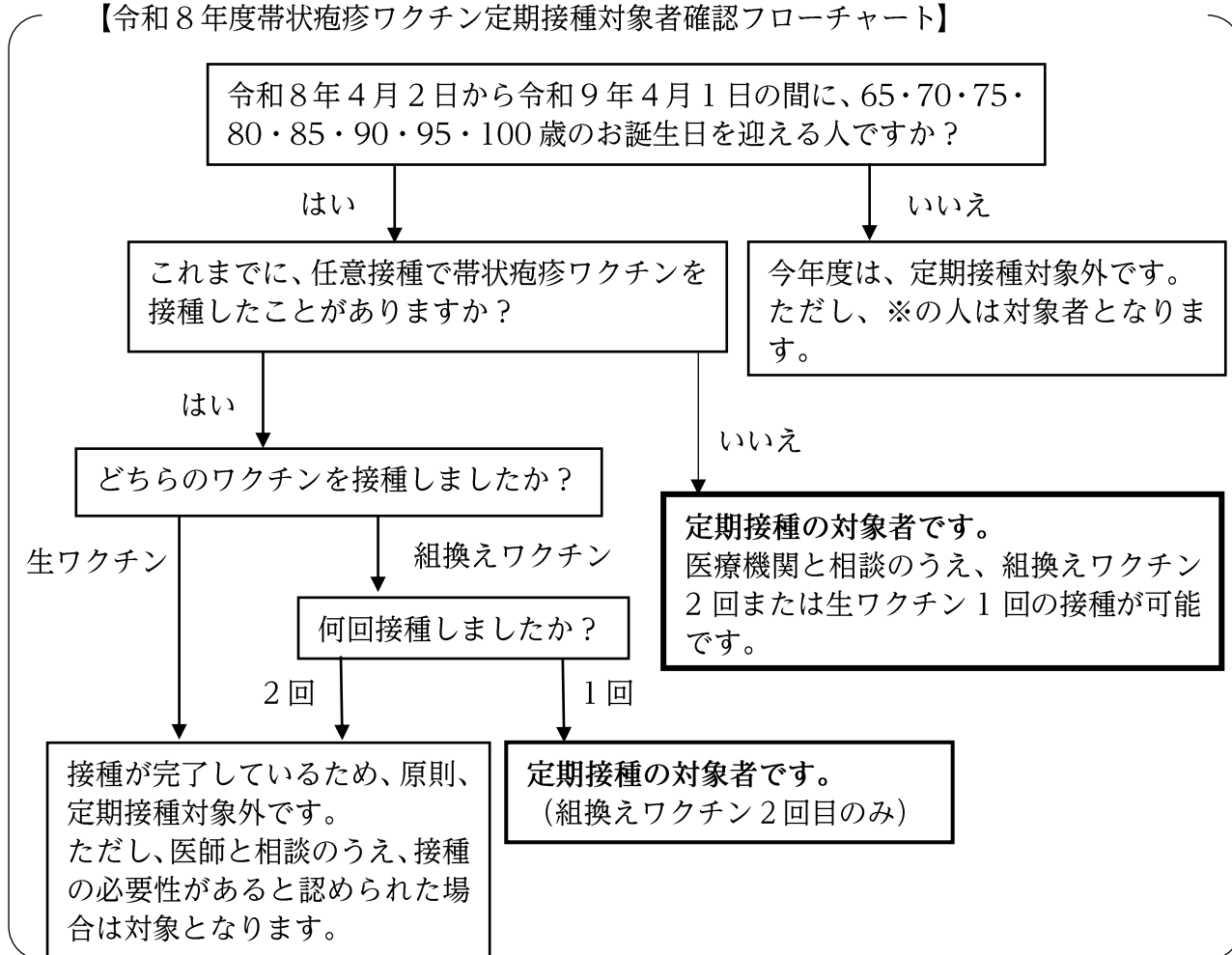
健康保険課 保健班

令和8年度の带状疱疹ワクチン定期接種について、接種対象者となるか確認できるフローチャートを作成しました。フローチャートを確認し、接種を希望される対象者の人は、医療機関へ事前予約のうえ接種してください。

なお、令和8年度に対象年齢となる人には既に予診票を送付済みです。接種をご希望の場合は、予診票に同封している案内にて詳細をご確認ください。

※紛失・転入・未着等で予診票が手元にない人は町保健センターまでご連絡ください。

### 【令和8年度带状疱疹ワクチン定期接種対象者確認フローチャート】



### ※60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能障害がある人へ

接種日時時点で60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能障害がある人は、定期接種の対象となります。(任意接種により接種が完了している場合は原則対象外となります) 接種をご希望の場合は、町保健センターへお問い合わせください。

### ◆問合せ先

町保健センター (TEL: 56-7141)

## 町営住宅入居者を募集します

建設課 住宅建築班

町では、町営住宅入居者を募集します。ご希望の人は次の募集住宅のうち1住宅のみお申し込みください。

なお、町営住宅は、必要最低限度の修繕は行っていますが、新築住宅のような状態ではないことをあらかじめご了承ください。

### ◆募集住宅

ホームタウン平生

【木造2階建】W-7-L号、W-11-R号・・・2戸

ホームタウン平生R-1

【耐火5階建】103号、104号、105号、204号、305号、404号・・・6戸

### ◆家賃（月額）

募集住宅 (床面積)	法定月収			
	104,000円 以下	104,001円～ 123,000円	123,001円～ 139,000円	139,001円～ 158,000円
ホームタウン平生W-7-L号 平成9年建築 2DK(59.6㎡)	15,800円	18,300円	20,900円	23,600円
ホームタウン平生W-11-R号 平成10年建築 3DK(79.6㎡)	21,400円	24,700円	28,200円	31,800円
ホームタウン平生R-1 103号、104号、105号 204号、305号、404号 平成17年建築 2DK(58.6㎡)	19,100円	22,000円	25,200円	28,400円

※法定月収とは、世帯全体の総収入から、法の定める控除額を引いた後の金額を12カ月で割ったものです。

### ◆敷金

上記家賃の3カ月分

次ページへつづく

#### ◆申込資格

次の要件を全て備えている人

- (1) 住宅に困っていることが明らかな人  
(持ち家のある人や公営住宅（県営住宅および市区町村営住宅）にお住まいの人は、申し込みできません)
- (2) 現在同居し、または同居予定の親族（内縁関係の人および婚約者を含む）がいる人  
(ただし、60歳以上の人や障害をお持ちの人など一定の条件を満たす場合、単身入居が可能です)
- (3) 法定月収が月額15万8千円以下の人
- (4) 市区町村税等に滞納がない人
- (5) 申込者、同居者または同居予定の親族が暴力団員ではないこと

#### ◆申込方法

町役場建設課へ備え付けの町営住宅入居申込書に必要事項を記入の上、受付期間内に町役場建設課に提出してください。申込書は、町ホームページからも入手できます。

#### ◆受付期間

7月8日（水）～7月17日（金）  
午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日は除く）

#### ◆選考方法（募集住宅に対し申込みが複数の場合）

抽選で入居内定者を決定します。（抽選日時・場所は受付期間終了後通知します）

#### ◆入居内定者選考後

入居内定者は入居資格審査を行いますので、次の書類を提出していただきます。書類審査、警察への照会等を行い、資格審査等合格後、正式に入居決定します。

- (1) 最新年度分の課税・非課税証明書  
入居予定の15歳以上の親族全員
- (2) 住民票（本籍なし、続柄あり）  
入居予定の親族全員（内縁関係の人や婚約者についても住民票が必要）
- (3) 完納証明書  
入居予定の15歳以上の親族全員（賦課されている人）
- (4) その他  
受付窓口において、申込資格の適正な審査のため提出を求められた書類など

次ページへつづく

#### ◆入居決定後

入居決定後、次の手続きをしていただきます。

##### (1) 請書の提出

入居決定者の記名、実印の押印および印鑑証明書を添付してください。

連帯保証人の連署、実印の押印および印鑑証明書、住民票、課税・非課税証明書、完納証明書を添付してください。

##### (2) 敷金の納付（家賃の3カ月分）

##### (3) 緊急連絡人届の提出

入居者の緊急時(火災、漏水、安否確認、行方不明、死亡等)に連絡し、ご協力をお願いする人を1名届け出てください。(同居者以外でできるだけ町内もしくは町近郊にお住まいの親族の方に依頼してください)(連帯保証人が兼務することも可能です)

##### (4) 残置物の処分に係る同意書の提出（任意）

単身で入居した人で将来お亡くなりになり、相続人がいない場合、家財等の残置物を町が処分することについて、あらかじめ同意いただくものです。(入居要件ではありません)

#### ◆入居可能時期

8月下旬～9月下旬（予定）（請書等の提出および敷金の納付後）

#### ◆注意事項

(1) 入居の際、次の条件を満たす連帯保証人1名が必要です。

- ・ 入居者と同程度以上の所得を有していること
- ・ 市区町村税等に滞納が無いこと
- ・ 公営住宅に入居していないこと

(2) 車の駐車スペースは1戸につき1台分です。(団地内道路は駐車禁止)

(3) 団地内のペットの飼育は禁止しています。屋外での餌付けもしないでください。

(4) 家賃を3カ月以上滞納すると、連帯保証人に連絡・請求する場合があります。

(5) 退去時に、入居期間の長短にかかわらず入居者負担で畳・ふすま・網戸の張り替え等が必要となります。

※敷金は未納分の家賃がなければ退去確認後に全額返金します。

#### ◆申込みおよび問合せ先

町役場建設課 住宅建築班（TEL：56-7118）

## 下水道台帳作成による測量業務を実施します

建設課 下水道班

町では、下水道台帳を作成するため、現地に立ち入り測量を行います。

そのため、道路や皆様の敷地の中へ立ち入り、公共ますの位置等の確認をさせていただきます。ご迷惑をおかけしますがご協力をよろしくお願いいたします。

なお、立入を行う委託業者は、平生町発行の身分証明書を携帯し、「調査員」と書かれた腕章を着用するよう義務づけています。

### ◆業務期間


6月29日(月)～7月10日(金)

### ◆委託業者

(株)ウエスコ (TEL:086-254-2892)

### ◆問合せ先

町役場建設課 下水道班 (TEL:56-7118)

 今回測量を実施する区域

#### ▼上殿地区



#### ▼向井原地区



#### ▼堅ヶ浜西地区



#### ▼喜多地区



## 丸山海浜パークの砂浜整地を行います

産業課 商工観光班

町では、丸山海浜パークを快適にご利用いただくため、次のとおり砂浜整地を行います。作業中は危険防止のため砂浜への立入りはできませんので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### ◆実施日

7月14日（火）

※荒天等の場合は、7月15日（水）に実施予定です。

### ◆問合せ先

町役場産業課 商工観光班（TEL：56-7117）

---

## 「夏の交通安全県民運動」が実施されます

総務課 地域安全班

### ◆運動の目的

夏季は、暑さによる注意力の減退や夏休みに入ってからの子どもの解放感に加え、家族や若者のレジャーの活発化、県内外や国外からの観光客の増加等から、交通事故の多発が懸念されます。この運動は、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故の防止を図るものです。

### ◆運動期間

7月11日(土)～20日(月・祝)

### ◆重点事項

- ・ 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
- ・ 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ・ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- ・ 高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進

### ◆町の推進項目

#### 「『ながらスマホ』の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上」

ドライバーは、横断歩道の利用者がいないことが明らかである場合を除いて、その手前で停止できるよう速度を落として通行しなければいけません。横断しようとしている歩行者がいたら、その横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の横断を妨げないようにしなければなりません。横断歩行者を見逃さないようにしましょう。

### ◆問合せ先

町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）

## 平生町の昔の写真を探しています

歴史民俗資料館

本館では、平生町の昔の風景・出来事を後世に残そうと、町内の昔の写真を探しています。ご家庭で眠っている写真、今では解体して見るのできない学校や建物、風景や行事などの写真や記録をご提供いただき、データ化して残していきたいと考えています。

皆様のご協力をお願いします。

※提供いただいた写真についてはデータ化の後、お返しします。

### ◆問合せ先

町歴史民俗資料館(平生図書館) (TEL：56-2310)

## ペットの飼い方について

環境政策室

動物を飼う際に、飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにする責任と、周辺地域に迷惑をかけないようにする責任があります。

人と動物が共に生きていくためには、動物と接する「人」のモラルとマナーが必要です。

特に犬を飼う際のマナーについて、次のことに気を付けましょう。

### ◆フン等の排泄物の放置はやめましょう

飼い犬のフンは、飼い主が責任をもって自宅に持ち帰り処理しましょう。(公道の植え込みなどにフンを処分することはやめましょう)

散歩＝トイレタイムとせずに、「排泄は散歩の前に自宅で済ませる」といったしつけや、犬のオシッコについても、散歩中もペットシートを使用することや、しっかり水で洗い流すといったマナーが求められています。

### ◆犬の鑑札や注射済票は分かるように明示しましょう

町では、法に基づく狂犬病の予防や発生時の迅速な対応のため、犬に番号を付与し、犬に関する各情報や予防注射接種情報が記載された台帳を整備しています。

町で発行した犬の登録番号が書かれた鑑札や狂犬病の予防注射済票は、首輪に付けるなど、番号が分かるようにしましょう。

※飼い犬が保護された場合、鑑札が付いていれば飼い主を早期に特定することができます。

※鑑札や注射済票を紛失した場合は、町役場環境政策室で再発行します。

### ◆飼い犬が人をかんだら、届出が必要です

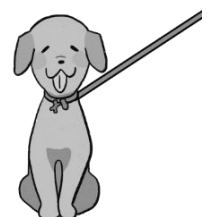
飼い主は飼い犬が人に危害を加えないように十分な注意が必要です。

飼い犬が人をかんだときは、飼い主は保健所【山口県柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）22-3631】に届け出なければなりません。

犬にかまれた場合は、傷口を流水でよく洗い、病院を受診してください。

### ◆問合せ先

町役場環境政策室 (TEL：56-7126)



## 地球にやさしい電気自動車の購入を応援します ～令和8年度 電気自動車購入促進事業補助金のお知らせ～



環境政策室

町では、家庭からの地球温暖化対策を推進するため、電気自動車の購入費用に対する補助事業を実施しています。

ぜひ、この機会に地球にやさしい電気自動車の購入をご検討ください！

◆補助金額 最大10万円

◆補助対象となる車両

次のすべての要件を満たす電気自動車の対象です。

- 電気自動車（搭載した電池で駆動する電動機のみを動力源とする自動車）であること。
- 平生町に住民登録がある個人が新車として購入し、使用の本拠地が平生町内であること。
- 初年度登録または届出が令和8年2月1日以降であること。
- 購入から100日以内（申請時点）であること。

◆申請受付期限 令和9年1月29日（金）まで

補助金の詳細はこちら▶

◆問合せ先 町役場環境政策室（TEL：56-7126）



次回発行日は7月10日（金）です